

関税定率法第十四条第三号の規定に基き、団体又は基金その他これらに準ずるものを指定する件

昭和三十一年九月八日大蔵省告示第四百四十六号

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第三号の規定に基き、団体又は基金その他これらに準ずるものとして次のものを指定する。

（名称）

映画芸術科学アカデミー

（所在地）

アメリカ合衆国カリフォルニア
州ハリウッド市